

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年5月18日

大磯町職員の定数条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
参 考	-----	3～4

総 務 課

## 大磯町職員の定数条例の一部改正について

### 1 改正概要

大磯町職員の定数条例における職員定数においては平成7年度から334人になっており、実際の職員数（R8.4.1現在、288人）と乖離が生じている状況となっています。

一方で、令和8年3月に令和8年度から令和12年度を計画期間とする第6次定員適正化計画においては、職員のワークライフバランスが取れる働き方ができる職場環境整備と業務量の増に対応するために、職員数の目標値を300人としました。

定数条例と定員適正化計画の整合性を図りつつ、事務部局の区分の定数を見直し、更なる住民サービス向上に向けた職員体制にするため、定数条例の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 次の内容で職員定数を見直す。

事務部局の区分		定数	改正	比較
町長の事務部局の職員		197	202	+5
議会の事務部局の職員		4	改正なし	増減なし
選挙管理委員会の事務部局の職員		2	3	+1
監査委員の事務部局の職員		2	改正なし	増減なし
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	事務部局の職員 その他の職員	52	28	-24
	教諭、助教諭	24	3	-21
農業委員会の事務部局の職員		3	改正なし	増減なし
消防職員		50	55	+5
合計数		334	300	-34

※ 対象となる職員：正規職員、任期付職員及び再任用職員（フルタイム勤務）

任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員等は含まない。

(2) 定数外とする職員の規定を次の内容で整理する。

- 次の職員は定数外とする。
  - ・ 他の地方公共団体等へ派遣された職員
  - ・ 休職中の職員
  - ・ 育児休業等を取得中の職員
- 定数外とされた職員が職務に復帰、又は復職した場合、その職員は1年を超えない期間に限り定数外とする。

(3) 本条例における「職員」に係る文言を整理する。

町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員に、新たに「消防」を加える。

(4) 施行日：令和8年7月1日

## 大磯町職員の定数条例（昭和 29 年大磯町条例第 4 号）《抜粋》

## （定義）

第 1 条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員（雇用人及び嘱託を含み、副町長、教育委員会の教育長並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員及び 6 か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。

## （職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、別表のとおりとする。

2 職員のうち、他の地方公共団体に派遣された者、退職者等であつて長期にわたり職務に従事しないものについては、任命権者が必要と認める場合に限り、前項に規定する定数のほかに置くことができる。

## （職員定数の配分）

第 3 条 前条に掲げる職員の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者の定めるところによる。

## 別表（第 2 条関係）

事務部局の区分		定数
町長の事務部局の職員		197
議会の事務部局の職員		4
選挙管理委員会の事務部局の職員		2
監査委員の事務部局の職員		2
教育委員会の事務部局、教育委員会の 所管に属する学校その他の教育機関	事務部局の職員その他の職員	52
	教諭、助教諭	24
農業委員会の事務部局の職員		3
消防職員		50

## 各部局における職員配置数（R8.4.1現在）

単位：人

	町長部局	議会 事務局	選挙管理委員会 事務局	監査委員 事務局	教育委員会		農業委員会 事務局	消防	計
					事務局	教員			
職員数① R8.4.1現在	200	3	2	1	26	3	1	52	288
正規職員	193	3	2	1	25	3	1	51	279
再任用職員 (フルタイム勤務)	2				1			1	4
任期付職員 (フルタイム勤務)	5								5
短時間勤務職員② ※定数外	29		1	1	4		1	1	37
再任用職員 (短時間勤務)	7				1		1	1	10
任期付職員 (短時間勤務)	22		1	1	3				27
①+②	229	3	3	2	30	3	2	53	325

## ■派遣・休職・育児休業等の職員（定数外）

単位：人

	町長	議会	選管	監査	教育委員会		農業	消防	計
					事務局	教員			
派遣	3								3
休職	3								3
育児休業等	10							2	12
合計	16							2	18